

固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程

昭和63年4月 1日 危保規程第4号
最終改正 平成21年8月31日危保規程第7号

第1 目的

本業務は、固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)並びにこれらを構成する設備(以下「対象設備」という。)の構造、機能に関する試験確認を行い、もって対象設備の安全性の確保に寄与するとともに、製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査・検査事務の効率化に資することを目的とする。

第2 業務の制度と対象

本業務は、ガソリン、軽油、灯油又はメタノール若しくはメタノールを含有するものを取り扱う対象設備を対象とした型式試験確認により行うものとする。

第3 型式試験確認の方法

- 1 対象設備の型式試験確認は、対象設備が危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項第9号の2、第17条第1項第7号、第7号の2及び第14号、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第24条の2、第25条の2から第25条の3まで及び第28条の2の4並びに「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」(平成5年9月2日付け消防危第68号)、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」(平成5年9月2日付け消防危第67号)、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成10年3月13日付け消防危第25号)及び「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(昭和13年3月30日付け消防危第43号 以下「43号通知」という。)の基準に適合するものであることの確認を、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が別に定める「固定給油設備等及びこれらの構成設備の型式試験確認実施要領」(以下「試験確認実施要領」という。)に基づいて行うものとする。
- 2 本業務に係る型式試験確認は、5(1)に定める対象設備の型式区分ごとに、同一の型式区分に属する対象設備から試験確認に供するものを抜取り、試験確認を行うものとする。ただし、同一の型式区分の中に複数の機種が含まれる場合においては、試験に供する機種以外の機種についても当該試験に供する機種と構造、機能等を異にする部分、箇所についてそれぞれ試験確認を行うものとする。
- 3 可燃性蒸気流入防止構造(以下「ベーパーバリア」という。)を設けた固定給油設備等の型式試験確認を受ける場合は、事前にベーパーバリアに係る型式試験確認を受けるものとする。
- 4 協会の型式試験確認を受けた後、対象設備の構造、機能等に変更を加える場合は、5(2)に規定する同一型式の範囲によって別型式とし、これに該当しない場合は、変更として取り扱うものとする。
- 5 対象設備の型式区分及び同一型式の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 型式区分

ア 固定給油設備等

固定給油設備等の試験確認に係る型式区分は、次のとおりとする。

- (ア) セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等
- (イ) セルフサービス用固定給油設備等

イ 固定給油設備等を構成する設備（以下「構成設備」という。）

構成設備の試験確認に係る型式区分は、次のとおりとする。

- (ア) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の先端に設けるノズル（以下「給油ノズル等」という。）
- (イ) 給油ホース等
- (ウ) 立ち上がり配管遮断弁及び逆止弁等（以下「立ち上がり配管遮断弁等」という。）
- (エ) セルフサービスコンソール
- (オ) ベーパーバリア
- (カ) (ア)から(オ)までの構成設備を除く固定給油設備等本体（以下「固定給油設備等本体」という。）

(2) 同一型式の範囲

ア 固定給油設備等

- (ア) 固定給油設備等の基本形状及びポンプ機構（ポンプと圧力逃し装置に係る部分）が同一であるものは、同一型式とする。
- (イ) セルフサービス用固定給油設備等として用いることができるものにあつては次の装置（セルフサービス用固定注油設備に限り用いることができるものにあつては、a、bを除く。）が同一であるものは、同一型式とする。
 - a 可燃性蒸気回収装置
 - b 誤給油防止装置
 - c 定量定時間制御装置
 - d 地震感知制御装置
- (ウ) シングル型・ダブル型の別、照明の有無、ホーススライド機構の有無、油種表示の有無、その他付属品の有無に起因して外形寸法が異なるものは、同一型式とする。
- (エ) 懸垂式のポンプ装置について、ポンプ室内収納型（無外装）、屋外設置型（外装付）をシリーズ化した固定給油設備等は、同一型式とする。
- (オ) ポンプ機構が複数種組み込まれる場合は、型式申請時に限りその複数のポンプ機構を備えた固定給油設備等を同一型式とすることができるものとする。

イ 給油ノズル等

形状及び手動開閉装置を開放の状態に固定する装置並びにセルフサービス用固定給油設備等に用いることができるものにあつては次の装置（セルフサービス用固定注油設備に限り用いることができるものにあつては、cを除く。）が同一であるものは、同一型式とする。

- a 給油開始前ノズル起動制御装置
- b 脱落時停止装置

- c 可燃性蒸気回収装置
 - d 満量停止装置
 - ウ 給油ホース等

安全継手及びセルフサービス用固定給油設備に用いることができるものにおいて、可燃性蒸気回収装置が同一であるものは、同一型式とする。
 - エ 立ち上がり配管遮断弁等

材質、構造及び内径が同一であるものは、同一型式とする。
 - オ セルフサービスコンソール

セルフサービス用固定給油設備等の運転状態の表示機能及び運転制御の機能が同一であるものは、同一型式とする。
 - カ ベーパーバリア

気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するベーパーバリア（以下「ソリッドベーパーバリア」という。）と一定の構造を有する間仕切りと通気性を有する空間により可燃性蒸気の流入を防止するベーパーバリア（以下「エアベーパーバリア」という。）は、別型式とする。また、ソリッドベーパーバリア及びエアベーパーバリアのそれぞれの型式において、構造、機能等が異なっても、43号通知の基準に適合する気密機能を有するものは、同一型式とする。
 - キ 固定給油設備等本体

前アに準ずるものとする。
- 6 対象設備等の変更の区分は、別記によるものとする。

第4 試験確認業務に関する手続き等

1 申請

- (1) 対象設備に係る型式試験確認を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に、次の各号に掲げる条件を備えて協会に申請するものとする。
- 協会は、当該申請書が必要な条件を備えている場合は、その申請を受理する。
- ア 型式試験確認申請書は、正副2通を提出すること。
 - イ 型式試験確認申請書には、型式を記入すること。
 - ウ 型式試験確認申請書には、次表に定める書類が添付され、かつ、これらの書類は正副別に日本工業規格A4の大きさのファイルにより一括編綴すること。

表

区 分	備 考
設 計 図	構造、主要寸法、部品名及び材質等を明らかにしたもので、外形図、組立断面図等をいう。
仕様・構造説明書	
社内試験成績書	
社外試験成績書	

- (2) セルフサービス用固定給油設備等の型式試験確認申請においては、その構成設備であるセルフサービスコンソールを除いた申請とすることができるものとする。
- (3) 固定給油設備等本体の型式試験確認申請においては、固定給油設備等本体と組み合わせる構成設備（協会の型式試験確認を受けたものに限るものとし、セルフサービスコンソールを除く。）の型式を別記様式第1の型式試験確認申請書の別紙3に記載して行うものとする。

2 型式試験確認の実施

協会は、申請書類の審査を行った後、第3、1に規定する試験確認実施要領に示す方法によって型式試験確認を実施するものとし、この旨申請者に通知する。

3 型式試験確認結果の通知

協会が第3に定める型式試験確認を行った結果については、申請者に対し別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知する。

なお、基準に不適合の場合は、その理由を記載するものとする。

4 重変更に係る試験確認

- (1) 協会の型式試験確認を受けている型式について、重変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第3に示す申請書に、第4、1の規定に準じて重変更に係る必要書類を添えて、協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、第4、2の規定に準じて重変更に係る試験確認を実施する。
- (3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知するものとする。

5 軽変更に係る試験確認

- (1) 協会の型式試験確認を受けた型式について、軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第3の申請書に、第4、1の規定に準じて軽変更に係る必要書類を添えて、協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、申請書類により軽変更に係る審査を実施する。
- (3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知するものとする。

6 型式試験確認済証（貼付ラベル）の交付

- (1) 協会の型式試験確認を受けた型式と同一型式のものを製造し、販売し、使用し又は輸入しようとする場合にあっては、別記様式第4のそれぞれの様式の型式試験確認済証の交付を受け、これを貼付しなければならない。ただし、構成設備として協会の型式試験確認を受けたものを組み込んで固定給油設備等として型式試験確認を受けたものには、当該固定給油設備等の構成設備には、型式試験確認済証の貼付を行わないことができる。
- (2) 固定給油設備等本体の型式試験確認申請において当該設備と組み合わせるものとして申請された構成設備については、当該固定給油設備等本体と組み合わせる場合に限り、型式試験確認済証の貼付を行わないことができる。この場合において、当該固定給油設備等本体に貼付する型式試験確認済証は、固定給油設備等の型式試験確認済証

とする。

- (3) (1)のただし書き及び(2)の規定にかかわらず、ペーパーバリアを設けた固定給油設備等及びペーパーバリアと組み合わせた固定給油設備等本体については、固定給油設備等の型式試験確認済証に併せてペーパーバリアの型式試験確認済証を貼付しなければならない。
- (4) 協会の型式試験確認を受けた対象設備について型式試験確認済証の交付を受けようとする者は、別記様式第5の申請書により、協会に申請するものとする。
- (5) 協会は、申請に係る対象設備が型式試験確認を受けたもの同一の型式であると認めるときは、型式試験確認済証を交付するものとする。この場合において、協会は確認のために必要な調査を行うことができるものとする。

7 型式試験確認の証明書の発行

型式試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

8 型式試験確認実施項目以外の変更

申請者は、型式試験確認の実施項目以外の変更について、別記様式第6により型式試験確認実施項目以外の変更であることを協会に対して届け出し確認を得ることができるものとする。

第5 手数料

- 1 手数料の額は、試験確認及び型式試験確認済証の区分に応じ、それぞれ別表に定める額（固定給油設備等の型式試験確認の手数料の額については、各構成設備（セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等にあつては、給油ノズル等及び給油ホース等）について二以上の型式に相当するものをあわせて申請する場合には、別表に掲げる手数料の額に、各構成設備の型式試験確認の手数料の額に各構成設備の申請型式相当数から1を減じた数値をそれぞれ乗じて得た額の合計額を加えた額）に、消費税相当額及び旅費を加えた額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

- (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
- (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第6 雑 則

1 書類等の返還

協会は、型式試験確認申請、重変更申請又は軽変更申請の際に提出された書類のうち、副本1部を試験確認又は審査終了後に申請者に返還するものとする。

2 試験確認立会い

型式試験確認は、協会の職員が立会って実施するものとする。

(1) 試験場所

あらかじめ型式試験確認申請書によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担において準備するものとする。

3 協会による調査等

(1) 協会の行う型式試験確認を受けた対象設備について疑義が生じ、調査の必要があると協会が判断した場合においては、協会はその旨を申請者に通知し、所要の調査を行うことができるものとする。

(2) 協会の型式試験確認を受けた固定給油設備等の事故に関する通報があった場合、協会はその原因について調査するものとする。

4 試験確認結果の取り消し等

協会は、この規程に基づく型式試験確認に関し、著しく不適当な行為があると認めるときは、次により必要な措置を講ずるものとする。

(1) 型式試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、当該試験確認に適合した旨の通知又は当該試験確認に係る証明を取り消すことができる。なお、この場合において既に納付された当該試験確認に係る手数料は返還しないものとする。

ア 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたとき

イ 協会の型式試験確認を受けた対象設備の関係者が型式区分、重変更又は軽変更に関し、当該変更をせずに、協会から交付を受けた試験確認結果通知書、試験確認証明書又は型式試験確認済証を使用したとき

ウ 交付を受けた試験確認結果通知書、試験確認証明書又は型式試験確認済証を不正に使用し、若しくは改ざんし、又はこれらを偽造したとき

エ 第4、6(5)又は第6、3に規定する調査を拒否し、若しくは妨害し、又は当該調査に関して協会が必要と認める資料の提出若しくは書面による報告を求めた場合にこれを拒み、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の報告をしたとき

オ その他この規程に基づく型式試験確認業務に関し、故意若しくは重大な過失により協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき

(2) 協会は、前号に規定する試験確認結果の取り消し等を行おうとするときは、あらかじめ、型式試験確認を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(3) (1)の試験確認結果の取り消し等は、原則として、文書により当該型式試験確認を受けた者に通知するものとする。

(4) 前号の通知を受けた者は、試験確認結果の取り消し等を受けた対象設備に型式試験

確認済み証を貼付してはならない。

5 申請の区分の取扱い

協会は、別記の変更の区分に掲げるいずれにも該当しない変更であっても、現行基準等からみて試験確認をする必要があると判断した事項が生じた場合、その旨関係者に通知するとともに協議のうえ、変更の区分を行う。

附 則

- 1 この業務規程は、平成5年9月24日から施行する。
- 2 この業務規程の施行の際、現に型式試験確認を受けて設置されている固定給油設備等で、改正前の基準による給油ホース等を改正後の基準による給油ホース等に変更しようとする場合は、当該固定給油設備等について第4、4又は第4、5に定める変更の試験確認を受けて基準に適合すると認められた給油ホースを使用することができる。この場合において、変更しようとする固定給油設備等に付されている型式試験確認済証は、なお従前のままとする。

附 則（平成7年9月18日危保規程第4号）

- 1 この業務規程は、平成7年9月20日から施行する。

附 則（平成9年3月4日危保規程第4号）

- 1 この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月13日危保規程第5号）

- 1 この業務規程は、平成10年3月13日から施行する。
- 2 この業務規程の施行の際、協会の型式試験確認を受けた固定給油設備等並びに固定給油設備等を構成する給油ノズル等、給油ホース等及び固定給油設備等本体にあっては、この業務規程によりセルフサービス用固定給油設備等に用いることができるもの以外のものとしてそれぞれ型式試験確認を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により、セルフサービス用固定給油設備等に用いることができるもの以外のものとして型式試験確認を受けたものとみなされた構成設備について型式試験確認済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ協会に当該構成設備の型式を届け出なければならない。この届け出の場合においては、別表に定める当該構成設備の軽変更の手数料に相当する額の手数料を納めるものとする。

附 則（平成11年10月19日危保規程第17号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成13年4月1日危保規程第8号）

- 1 この業務規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 31 日危保規程第 7 号）

- 1 この業務規程は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。

別表

固定給油設備等の型式試験確認手数料

確認試験等の区分		手数料（円）	
型式試験確認	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等	264,000	
	セルフサービス用固定給油設備等	476,000 (234,000)	
	給油ノズル等	セルフ以外のもの	62,000
		セルフサービス用	86,000
	給油ホース等	セルフ以外のもの	42,000
		セルフサービス用	52,000
	立ち上がり配管遮断弁等	68,000	
	セルフサービスコンソール	54,000	
	ペーパーバリア	80,000	
	固定給油設備等本体	セルフ以外のもの	172,000
セルフサービス用		238,000 (77,000)	
重変更に係る型式試験確認	型式試験確認の手数料の額に100分の70を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)		
軽変更に係る型式試験確認	型式試験確認の手数料の額に100分の15を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)		
型式試験確認済証	固定給油設備等	セルフ以外のもの	480
		セルフサービス用	660
	給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁等、セルフサービスコンソール		160
	ペーパーバリア		80
	固定給油設備等本体	セルフ以外のもの	240
		セルフサービス用	330
固定給油設備等の型式試験確認実施項目以外の変更	固定給油設備等本体に係るもの	10,000	
	固定給油設備等本体以外に係るもの	5,000	

- 備考1 セルフ以外のものとは、セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等に用いることができる対象設備をいい、セルフサービス用とは、セルフサービス用固定給油設備等に用いることができる対象設備をいう。
- 2 協会の型式試験確認を受けたセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフ以外のものを基本として、これにセルフサービス用の構成設備を用いる等によりセルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体として型式試験確認の申請を行う場合にあつては、手数料の欄のそれぞれの（ ）内の額を適用する。
- 3 セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフ以外のものを基本として、セルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体の型式試験確認を受けたものについて、セルフサービス用とするために必要な要件以外の重変更を行おうとする場合には、基本となるセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフ以外のものの重変更と同時に申請する場合に限り、セルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体に係る変更については、それぞれの軽変更に係る手数料の額を適用する。
- 4 セルフサービス用固定給油設備等の型式試験確認の申請において、セルフサービスコンソールを除いた申請を行う場合の手数料の額は、当該手数料欄の額（（ ）内の額が適用される場合にあつては、（ ）内の額）から54,000円を減じた額とする。

別記

固定給油設備等の変更の区分

対象	変更の内容	
	重変更	軽変更
固定給油設備等本体	<p>ア 懸垂式の圧力逃し装置の弁閉止部に係る構造を変更する場合</p> <p>イ 可燃性蒸気回収装置の構造を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>ウ 誤給油防止装置の構造、機能を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>エ 型式試験確認済証の交付を受けた固定給油設備等のポンプ機構を油中ポンプ設備に変更する場合（油中ポンプ設備の型式試験確認に係る業務規程（平成7年9月18日危保規程第3号）に基づく型式試験確認済証の交付を受けた油中ポンプ設備に変更する場合に限る。）</p> <p>オ 固定給油設備等の構成設備（試験確認実施要領に従い適合しているものと確認されたものを除く。）を加える場合の変更</p> <p>カ ベーパーバリアを設ける場合又はベーパーバリアの型式を変更する場合</p>	<p>ア 懸垂式の圧力逃し装置の材質を変更する場合</p> <p>イ 組み込みポンプと同機能のポンプを増設する場合</p> <p>ウ 配管及びその他の送油管部の構造、口径、材質を変更する場合（配管の曲げ、長さの変更を除く。）</p> <p>エ 外装材料の種類を変更する場合、ただし、種類とは、鉄鋼板類、非鉄合金板類、高分子材料類等の分類をいうものとする。</p> <p>オ 外装材料のうち、油量表部等機能上透視性を必要とする部位に限り用いられた酸素指数26以上に適合しない高分子材料の使用範囲を変更する場合</p> <p>カ 給油ホース等を地盤面に接触させない機能（ホース機器本体に講じられるものに限る。）に係る構造を変更する場合</p> <p>キ 基本形状に係る以外の外形寸法を変更する場合</p> <p>ク 電気機器の防爆構造を変更する場合</p> <p>ケ 地震感知制御装置を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>コ 構成設備として、それぞれ試験確認実施要領に従い適合しているものと確認されたものを固定給油設備等の構成設備に加える場合</p> <p>サ ベーパーバリアについて重変更又は軽変更する場合（あらかじめベーパーバリアの重変更又は軽変更に係る型式試験確認を受けたものに限る。）</p>
給油ノズル等	<p>ア 先端弁の開閉機構に係る構造を変更する場合</p> <p>イ ラッチオープン式ノズルのラッチ部の構造を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p>	<p>ア 先端弁の本体、弁又は弁座の材質を変更する場合</p> <p>イ 注入管の構造又は材質を変更する場合</p> <p>ウ 吐出に係るノズル機能以外のオプション機能を追加する場合</p>

対象	変更の内容	
	重変更	軽変更
給油ホース等		<p>ア 安全継手の本体、弁又は弁座の材質を変更する場合</p> <p>イ 給油ホース等の構造、口径、材質（耐摩耗性を有するホース、リング、カバー等を含む。）を変更する場合</p> <p>ウ 給油ホース等の耐摩耗性を有するリング、カバー等の構造を変更する場合</p> <p>エ ホースの製造メーカーを変更する場合</p>
油中ポンプ等	<p>ア 油中ポンプ設備の電動機の冷却又は内部の空気の滞留防止に係る構造を変更する場合</p> <p>イ 油中ポンプ設備の自動戻し弁の開閉機構に係る構造を変更する場合</p> <p>ウ 油中ポンプ設備の電動機の自動停止装置の検出機構に係る構造を変更する場合</p> <p>エ 姿勢検知装置の設置又は検出機構に係る構造を変更する場合</p> <p>オ 油中ポンプ設備の回路遮断機構又はホース機器遮断弁の閉止機構に係る構造を変更する場合</p>	<p>ア 油中ポンプと地下貯蔵タンクとの接合フランジ構造を変更する場合</p> <p>イ 油中ポンプ設備の外装の構造・材質を変更する場合</p> <p>ウ 油中ポンプ設備の電動機固定子に充填する樹脂の材質を変更する場合</p> <p>エ 油中ポンプ設備の電動機に接続する電線保護管・端子箱の構造及び電線被覆材の材質を変更する場合</p>
スコルンソービルビ	<p>ア 運転制御部に新たな制御機構を追加する場合（給・注油の制御に係るものに限る。）</p>	<p>ア 緊急停止スイッチ等、制御部のレイアウトを変更する場合</p> <p>イ 運転状態の表示（文字、色、シンボル等の軽微な変更を除く。）の内容を変更する場合</p>
ベーパーバリア	<p>ア ケーブルクランプ、プラグ等気密を保持する部品の構造を変更する場合</p> <p>イ 貫通軸の形状、寸法等を変更することにより気密性能に影響がある場合</p>	<p>ア ケーブル・軸等のベーパーバリアを貫通する数を増加する場合</p> <p>イ エアギャップ部カバーの通気穴の形状、位置及び単位長さ当たりの通気部総面積を変更する場合</p>

別記様式第 1

固定給油設備等型式試験確認申請書

平成 年 月 日					
危険物保安技術協会 理事長 殿		申請者 住 所 氏 名			印
固定給油設備等の型式試験確認を受けたいので、次のとおり申請します。					
申 請 内 容	名 称 (商品名)		型 式		
	型 式 区 分	1 セルフサービス用固定給油設備等以外 2 セルフサービス用固定給油設備等 3 固定給油設備等を構成する設備			
	構 成 設 備 区 分	1 給油ノズル等 2 給油ホース等 3 立ち上がり配管遮断弁等 4 セルフサービスコンソール 5 ペーパーバリア 6 固定給油設備等本体			
	取扱油種・設備区分	油 種		設 備 区 分	1 固定給油設備 2 固定注油設備
	地上式・懸垂式の区分	1 地上式 2 懸垂式			
試験確認希望年月日					
試験確認実施場所					
担 当 者	氏 名		電 話		
備考 同一型式に属する機種名					
※ 受 付	※ 手 数 料	※ その他の費用			

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2. 申請書は正副 2 通を提出すること。
 3. 申請にあたっては、試験確認を実施する型式について、同一型式に属する機種ごとに別紙 1 に示す〔固定給油設備等仕様書〕を添付するとともに試験確認実施要領に記載する内容によって申請に必要な書類を添付すること。
 4. ポンプ機構を油中ポンプ設備とする場合は、別紙 2 の〔油中ポンプ設備〕仕様書を添付すること。
 5. 固定給油設備等本体を申請する場合は、別紙 3 の〔固定給油設備等本体に組み込む構成設備〕を添付すること。
 6. 申請内容の各区分欄は、該当するものに○を付すこと。
 7. ※印欄は記入しないこと。

[固定給油設備等仕様書]

型式区分		型式名	
------	--	-----	--

項目	仕 様				図面番号	
圧逃し装置	ポンプ吐出部 圧力逃し弁	設定圧力	: MP a			
			: MP a			
	懸垂式 配管圧力逃し弁	設定圧力	MP a			
吐出量	ポンプ	取扱油種				
		吐出量	L/min	L/min		
配管	固定配管	口径、材質	mm			
		継手方式、材質				
	その他の 機内配管	口径、材質	mm			
		継手方式、材質				
可燃性蒸気回収装置	有方	無式	有 ・ 無			
		方式判定不能領域	有 ・ 無			
定量定時間制御装置	設定量	ガソリン L	軽油 L			
		灯油 L				
	設定時間	ガソリン min	軽油 min			
		灯油 min				
地震感知制御装置	取り付け位置					
	方式					
	作動加速度					
静電気対策	接地端子材質					
	電気抵抗値		Ω 未満			
外装材料	部位名称		材 質			
電気設備	部 位 ・ 名 称		防爆仕様	検定合格番号		
	機 内 電気配線	配 線 仕 様				
		ケーブル処理方法				
ボルト・基礎	径、本数		mm	本		
	材 質					

項 目		仕 様		図面番号	
給 油 ホ ー ス 等	給油ホース等	口 径	mm	mm	
		材 質			
		ホース部長さ	m	m	
	接触防止機構	接触の有無	有 ・ 無		
		方 式			
		リング、カバー、 被覆等の材質			
		耐摩耗性ホース	該 ・ 非		
	安 全 継 手	口径、材質	mm		
		構造・機能	離脱方式	離脱荷重	
				N	
弁	一方閉止 ・ 両方閉止				
可燃性蒸気回収置	構 造				
給 油 ノ ズ ル	先 端 弁	(部位名称)	(材 質)		
		本 体			
		弁			
		弁 座			
	注 入 管	口径、材質	mm		
		長 さ	m		
	満量停止装置	方 式			
	ラッチオフ [○] ン式ノズル 制御方 式	ノズル起動 制御方式	方 式		
		脱落時停止装置	方 式		
		可燃性蒸気回 収装置	方 式		
立 ち 上 が り 配 管 遮 断 弁 等	口径、材質	mm			
	構 造				
	弁 の 数				
セルフサービス コンソール	運転状態の表示				
	運転制御機能				
ベ ー パ ー バ リ ア	ソリッド [△] ヘー パー [△] バリア	間仕切材質			
		板厚、幅※、奥行※ (※最大値)			
		貫通ケーブル数、径 (最大値)			
		貫通軸数、径 (最大値)			
		側壁等設置部との密封方式			
	エア [△] ヘーパ ー [△] バリア	間仕切材質			
		板厚、幅※、奥行※ (※最大値)			
		ギャップ寸法			
		貫通ケーブル数、径 (最大値)			
		貫通軸数、径 (最大値)			
側壁等設置部との密封方式					

〔油中ポンプ設備〕仕様書

製造業者名		申請型式		機種	
-------	--	------	--	----	--

項目	仕 様			図面番号
① 電 気 設 備	防爆仕様			
	電動機 (出力w)	固定子の収納容 器の材質		
		収納容器内充填 樹脂		
		固定子の冷却構造		
		空気が滞留しに くい構造		
	電気配線	絶縁被覆の材質		
		危険物に触れな い構造		
② 温 度 上 昇 防 止 措 置	弁	戻し圧力		
	配 管	口径		
		材質		
③ 電 動 機 停 止 措 置	温度検出器	電動機停止温度		
	液面検出器	電動機停止液面		
④ フ ン ラ ジ		呼び		
		材質		
⑤ 外 装		材質、厚さ		
⑥ 性 能		ポンプの種類		
		締切圧力		
		運転時の圧力逃 がし装置		
		吐出量		

別紙 3

〔固定給油設備等本体に組み込む構成設備〕

型式区分		型式名	
------	--	-----	--

構成設備の区分	型 式	確認年月日	確認番号	備考
給油ノズル等				
給油ホース等				
立ち上がり 配管遮断弁等				
ベーパーバリア				

固定給油設備等型式試験確認結果通知書

		平成 年 月 日
殿		危険物保安技術協会 理事長
		印
<p>固定給油設備等の型式試験確認を行った結果、当協会の定める試験の基準に</p> <p>〔 適合している 〕 〔 不適合である 〕 と認められるので通知します。</p>		
申請者	住 所	
	氏 名	
名 称 (商品名)		
申 請 区 分		[新規型式試験確認・重変更・軽変更]
セルフサービス用固定給油設備等の構造		別紙2-1 [セルフサービス用固定給油設備等の構造仕様書] による
固定給油設備等本体に組み込む構成設備		別紙2-2 [固定給油設備等本体に組み込む構成設備] による
確 認	型 式 区 分	
	構 成 設 備 区 分	
	型 式	
	番 号	第 号
	年 月 日	平成 年 月 日
備 考		本型式に属する機種名の一覧を次に示す。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

セルフサービス用固定給油設備等の構造仕様書

名 称		型 式				
項 目	仕 様			備 考		
固定給油設備等本体	圧逃し装置	ポンプ吐出部 圧力逃し弁	設定圧力	: MPa		
		懸垂式 配管圧力逃し弁	設定圧力	: MPa		
				MPa		
	手吐出量	ポンプ	取扱油種			
			吐出量	L/min	L/min	
	可燃性蒸気回収装置	方 式				
	誤給油防止装置	方 式				
	定量定時間制御装置	取扱油種				
		設 定 量	L	L		
		設定時間	Min	min		
地震感知制御装置	方 式					
給油ホース等	可燃性蒸気回収装置	材 質	内 径	二重管		
			mm			
	接触防止機構	接触の有無	有 ・ 無			
		方 式				
	安全継手	口径、材質	mm			
構 造						
給油ノズル等	満量停止装置	方 式				
	ズ ラ ッ チ 制 御 装 置 オ ー プ ン 式 ノ	ラッチの有無	有 ・ 無			
		ノズル起動 制御方式	方 式			
		脱落時停止 装置	方 式			
	可燃性蒸気 回収装置	方 式				
立ち上がり 配管遮断弁	口径、材質					
	構 造					
セルフサービス コンソール機能						
ベ ー パ ー バ リ ア	ソリッド ベーパー バリア	間仕切材質				
		板厚、幅※、奥行※ (※最大値)				
		貫通ケーブル数、径 (最大値)				
		貫通軸数、径 (最大値)				
		側壁等設置部との密封方式				
	エアベ ーパ ーバ リ ア	間仕切材質				
		板厚、幅※、奥行※ (※最大値)				
		ギャップ寸法				
		貫通ケーブル数、径 (最大値)				
		貫通軸数、径 (最大値)				
側壁等設置部との密封方式						

固定給油設備等本体に組み込む構成設備

型式区分		型式名	
------	--	-----	--

構成設備の区分	型 式	確認年月日	確認番号	備考
給油ノズル等				
給油ホース等				
立ち上がり 配管遮断弁等				
ペーパーバリア				

別記様式第 3

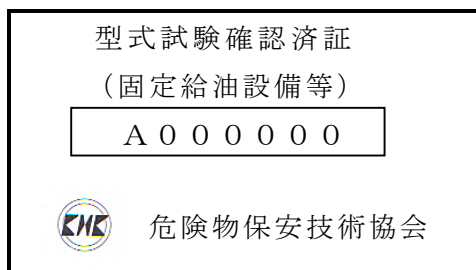
固定給油設備等の (重変更
軽変更) に係る試験確認申請書

平成 年 月 日				
危険物保安技術協会 理 事 長 殿				
申請者 住 所 氏 名				
印				
固定給油設備等の (重変更 軽変更) に係る試験確認を受けたいので、次のとおり 申請します。				
型式試験確認の 証明を受けてい るもの	名 称 (商品名)			
	型 式 区 分			
	構 成 設 備 区 分			
	型 式			
	確 認 番 号			
変更 申請 内容	機 種 名 (構成設備名)			
	変 更 事 項	品 名	新 仕 様	旧 仕 様
試験確認又は確認希望年月日				
試験確認実施場所 (重変更)				
担 当 者		氏名		電話
そ の 他				
※ 受 付		※ 手 数 料	※ その他の費用	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 申請書は正副 2 通を提出すること。
3. 申請者は、変更する内容について、申請に必要な書類のほか、〔固定給油設備等仕様書〕を添付すること。
4. ポンプ機構を油中ポンプ設備とする場合は、〔油中ポンプ設備〕仕様書を添付すること。
5. ※印欄は記入しないこと。

別記様式第 4

1 固定給油設備等の型式試験確認済証



備 考

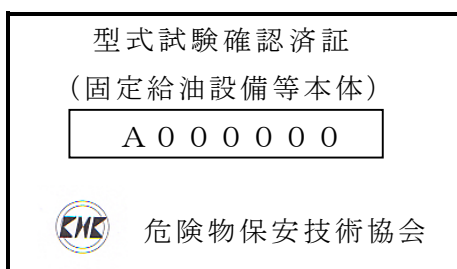
1. 型式試験確認済証の材質はテトロンとし、厚さ 0.025 mm、縦 24 mm、横 45 mm、の大きさで表面ラミネート加工とする。
2. 型式試験確認済証は、型式区分がセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等にあつては、地を黒色、セルフサービス用固定給油設備等にあつては地を赤色とし、文字、マーク、及び試験確認に係る整理番号用枠内は消銀色とする。ただし、整理番号は黒色とする。
3. 整理番号の前の A、B、C、D、E 及び F のアルファベット記号は固定給油設備等の最大吐出量による区分を示す。

区分	内 容
A	最大吐出量が50リットル／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
B	最大吐出量が50リットル／分を超え60リットル／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
C	最大吐出量が60リットル／分を超え180リットル／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
D	最大吐出量の異なるA及びBを2以上組み込んだ固定給油設備等
E	最大吐出量の異なるA及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等
F	最大吐出量の異なるB及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等

4. 型式試験確認済証の裏面には、貼付用の接着テープが付いたものとする。

2 固定給油設備等を構成する設備の型式試験確認済証

(1) 固定給油設備等本体の型式試験確認済証



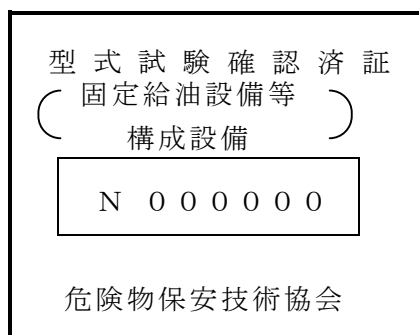
備 考

1. 型式試験確認済証の材質はテトロンとし、厚さ 0.025 mm、縦 24 mm、横 45 mm、の大きさで表面ラミネート加工とする。
2. 型式試験確認済証は、型式区分がセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等本体にあっては、地を黒色、セルフサービス用固定給油設備等本体にあっては地を赤色とし、文字、マーク、及び試験確認に係る整理番号用枠内は消銀色とする。ただし、整理番号は黒色とする。
3. 整理番号の前の A、B、C、D、E 及び F のアルファベット記号は固定給油設備等本体の最大吐出量による区分を示す。

区分	内 容
A	最大吐出量が50リットル/分以下の固定給油設備等本体（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等本体を含む。）
B	最大吐出量が50リットル/分を超え60リットル/分以下の固定給油設備等本体（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等本体を含む。）
C	最大吐出量が60リットル/分を超え180リットル/分以下の固定給油設備等本体（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等本体を含む。）
D	最大吐出量の異なるA及びBを2以上組み込んだ固定給油設備等本体
E	最大吐出量の異なるA及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等本体
F	最大吐出量の異なるB及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等本体

4. 型式試験確認済証の裏面には、貼付用の接着テープが付いたものとする。

(2) 固定給油設備等を構成する設備（固定給油設備等本体を除く。）の型式試験確認済証

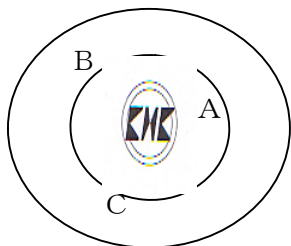


備考

1. 型式試験確認済証の材質はテトロンとし、厚さ 0.025 mm、縦 20 mm、横 25 mm、の大きさで表面ラミネート加工とする。
2. 型式試験確認済証は、型式区分がセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等に用いることができるものにあつては、地を黒色、セルフサービス用固定給油設備等に用いることができるものにあつては地を赤色とし、文字、マーク、及び試験確認に係る整理番号用枠内は消銀色とする。ただし、整理番号は黒色とする。
3. 整理番号の前の N、H、V 及び C のアルファベット記号は固定給油設備等の構成設備の区分を示す。
4. 型式試験確認済証の裏面には、貼付用の接着テープが付いたものとする。

区分	構成設備
N	給油ノズル等
H	給油ホース等
V	立ち上がり配管遮断弁
C	セルフサービスコンソール

(3) ベーパーバリアの型式試験確認済証



- A : 危険物保安技術協会のマーク
- B : 「ベーパーバリア確認済証」の文字
- C : 「危険物保安技術協会」の文字

備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、テトロンとし、厚さ 0.025mm、直径 24mm、の大きさで表面ラミネート加工とする。
- 2 地を青色とし、文字、マークは消銀色とする。

固定給油設備等型式試験確認済証交付申請書

危険物保安技術協会 理 事 長 殿		平成 年 月 日 申請者 住 所 氏 名		印	
既に、貴協会の固定給油設備等に係る型式試験確認を受けたものと同一型式の設備について、型式試験確認済証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。					
申 請 内 容	型式区分	1 セルフ以外 2 セルフ対応型 3 構成設備			
	構成設備区分	N : 給油ノズル等 H : 給油ホース等 V : 立ち上がり配管遮断弁等 C : セルフサービスコンソール VB : ベーパーバリア D : 固定給油設備等本体			
	交 付 希 望 枚 数	固 定 給 油 設 備 等 （ 固 定 給 油 設 備 を 含 む ）	区分	セルフ以外	セルフ対応型
			A	枚	枚
			B	枚	枚
			C	枚	枚
			D	枚	枚
			E	枚	枚
		構 成 設 備	N	枚	枚
			H	枚	枚
			V	枚	
			C	枚	
VB	枚				
		合計	枚		
担 当 者	氏名		電 話		
そ の 他					
※ 受 付	※ 手 数 料		※ そ の 他 の 費 用		

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2. 申請書は正副 2 通を提出すること。
 3. ※印欄は記入しないこと。
 4. 型式区分欄は、該当するものに○を付すこと。
 5. 構成設備区分欄は、型式区分が構成設備の場合に該当するものに○を付すこと。

(参考) 附則 (平成 10 年 3 月 13 日危保規程第 5 号) 3 関係

固定給油設備等の型式区分変更に係る届出書

危険物保安技術協会 理 事 長 殿		平成 年 月 日			
申請者 住 所 氏 名		印			
固定給油設備等の型式区分の変更を行いたいので、次のとおり届出いたします。					
型式試験確認の 証明を受けてい るもの	名 称 (商品名)				
	型 式				
	確 認 番 号				
新 規 型 式 区 分	型 式 区 分				
	名 称 (商品名)				
	型 式				
	構成設備区分				
担 当 者		氏名		電 話	
そ の 他					
※ 受 付		※ 手 数 料		備 考	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2. 届出書は正副 2 通を提出すること。
 3. 届出者は、区分変更する構成設備についての書類の他、〔固定給油設備等仕様書〕を添付すること。
 4. ※印欄は記入しないこと。

別記様式第 6

固定給油設備等の型式試験確認実施項目以外の変更届出書

危険物保安技術協会 理 事 長 殿		平成 年 月 日		
		申請者 住 所 氏 名		
印				
固定給油設備等の型式試験確認項目以外の変更として次のとおり届け出ます。				
型式試験確認の 証明を受けてい るもの	名 称 (商品名)			
	型 式 区 分			
	構 成 設 備 区 分			
	型 式			
	確 認 番 号			
変 更 内 容	機 種 名 (構成設備名)			
	変 更 事 項	品 名	新 仕 様	旧 仕 様
担 当 者		氏 名	電 話	
そ の 他				
※ 受 付		※ 手 数 料	※ その他の費用	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2. 届出書は正副 2 通を提出すること。
 3. 届出者は、変更する内容について、必要な書類、図面等を添付すること。
 4. ※印欄は記入しないこと。

